

八王子市電力の調達に係る環境配慮実施方針

（目的）

第1条 本方針は、本市が行う電力調達契約の競争入札等の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札等に係る参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達契約をいう。

（対象機関）

第3条 この方針は、本市のすべての機関が、競争入札等により電力を調達する際に適用する。ただし、再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が実質 100%を満たす電力を調達する際には適用しない。

（環境評価項目）

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

（1）基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギー活用状況
- ウ 再生可能エネルギー導入状況

（2）加点項目

- ア 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組
- イ 地域における再エネの創出・利用の取組

（入札等参加資格）

第5条 本市が行う環境に配慮した電力調達契約に係る競争入札等の入札参加資格は、小売電気事業者であること及び前条の環境評価項目について、別表に定める電力調達契約環境評価基準（以下「評価基準」という。）により算定した評価点の合計が **70点以上** であることとする。また、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示すること。なお、八王子市電力調達契約環境評価項目報告書に記載のない電力メニューを本市に提供することはできない。

（評価）

第6条 本市が行う環境に配慮した電力調達契約に係る競争入札等に参加を希望する電気事業者は、第4条に掲げた環境評価項目について別表に定める評価基準により評価点を

算定し「八王子市電力調達契約環境評価項目報告書（様式第1号）」に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、評価の結果について、様式第2号により電気事業者に通知する。
- 3 環境部ゼロカーボン推進担当課長は、前項の電気事業者への通知内容に基づき、評価の結果を庁内に公表するものとする。

（その他）

第7条 本方針に定めるもののほか、競争入札等による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

（事務処理）

第8条 本方針に係る事務処理は、環境部環境政策課において行う。

附則

この方針は、平成24年2月1日から施行する。

この方針は、平成26年12月19日から施行する。

この方針は、平成27年12月14日から施行する。

この方針は、平成28年12月7日から施行する。

この方針は、平成29年12月7日から施行する。

この方針は、平成30年12月3日から施行する。

この方針は、平成31年2月1日から施行する。

この方針は、令和元年12月2日から施行する。

この方針は、令和2年11月19日から施行する。

この方針は、令和3年12月10日から施行する。

この方針は、令和5年11月22日から施行する。

この方針は、令和6年11月28日から施行する。

この方針は、令和7年11月13日から施行する。

【別表】

八王子市電力の調達に係る環境評価基準

項目	区分	配点
①前年度の 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 ※1 (単位 : kg-CO2/kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
②前年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
上記①～③の合計	—	100

加点項目		配点
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数をいう。なお、排出係数が公表されていない電気事業者については、各電気事業者がそのホームページ等で公表している係数をいう。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- （1） 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- （2） 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

前年度の未利用エネルギー活用状況(%) = (前年度の未利用エネルギーによる発電電力量÷前年度の供給電力量(需要端)) × 100

「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。)をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める新エネルギーに該当するものを除く。)

③高炉ガス又は副生ガス

(3) 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(4) 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、以下の算定方式に示す方法により算出した数値(単位は全て kWh)をいう。

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギー導入状況(%) = 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) ÷ 前年度の供給電力量(需要端) × 100

(1) 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)は次の①から⑤の合計値とする。

ただし、①から⑤は前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))
- ② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

(2) 再生可能エネルギーとは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。

※4 需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施

すること

- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

八王子市長 殿

所在地
名称
代表者名

㊞

八王子市電力調達契約環境評価項目報告書

押印省略可

下記(注)1 参照

八王子市が行う電力調達契約の入札等に参加したいので、八王子市電力の調達に係る環境評価基準(別表)により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

①の評価点の扱いについては

下記(注)2 参照

年度の状況

	基本項目	供給予定電力のメニュー名及び数値等	評価点
①	供給予定電力のメニュー名及び 前年度の 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh) ※供給予定電力のメニューが複数ある場合はすべて記入。メニュー名記入欄が不足する場合は別紙で提出することも可。	メニュー名: 排出係数:	
		メニュー名: 排出係数:	
		メニュー名: 排出係数:	
		メニュー名: 排出係数:	
		メニュー名: 排出係数:	
②	前年度の未利用エネルギー活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

	加点項目		点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	有 ・ 無	
合計			

情報開示	開示方法	
電源構成及び二酸化炭素 排出係数の情報の開示方法		※確認資料を添付すること。ホームページ掲載の場合は URL 記載も可
ホームページ URL ()		

(注)

- 1 以下の項目に該当する場合は、押印省略での提出が可能です。
 - (1) 本市競争入札参加資格者名簿に登録のあるメールアドレスからの提出。
 - (2) 本人であることを確認するための書類（法人の登記書類、法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付。
- 2 供給予定電力のメニューが複数ある場合、評価点は最も低い点数を採用する。
- 3 「数値等」、「譲渡予定量」及び「評価点」には、別表により算出した値を記載すること。
情報提供の有無については、該当する方を○で囲むこと。
- 4 「数値等」、「譲渡予定量」及び情報提供の取組を実施している場合には、算出根拠となる書類を添付すること。
- 5 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示については、経済産業省「電力の小売り営業に関する指針」（平成29年6月改定）に示された電源構成の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
- 6 前年度の小売電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数等について、八王子市電力調達契約環境評価項目報告書提出時において官報に掲載されていない場合は、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。

様式第 2 号

第 号
年 月 日

(電気事業者) 殿

八王子市長

印

八王子市電力の調達に係る環境評価項目報告書の評価結果について

八王子市電力の調達に係る環境配慮実施方針に基づき、 年度の貴社の環境評価
項目報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

八王子市電力の調達に係る環境配慮実施方針第 5 条に基づく入札等参加資格の要件を

備えている

備えていない

ただし、電力メニューは以下に限る。

(問い合わせ先)

〒192 - 8501

八王子市元本郷町 3 - 24 - 1

八王子市環境部環境政策課

電話 042 - 620 - 7384

FAX 042 - 626 - 4416

E - mail b110400@city.hachioji.tokyo.jp